

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和 8 年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務

#### (2) 業務の内容

地域を支える地域コミュニティの一つであり全国的に組織され住民自治組織として基礎的な存在である自治会、町内会が抱える課題を発見し、解決に向けた糸口を掴むために人的・技術的なサポートを目的としてワークショップを開催する。なお、詳細は委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び令和 8 年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

#### (3) 業務（実施）期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日までの間に実施すること。

#### (4) 予算額

金 2, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 6 年鳥取県告示第 5 0 7 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 4 0 年 1 月 3 0 日付発出第 3 6 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 7 月 3 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 5 の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 5 の（2）の場所に必ず連絡すること。

#### (3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 1 7 日付令第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

### 3 評価方法

#### (1) 提案書の評価は、「鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務委託プロポーザル審査会」において、あらかじめ提出された提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により、各審査委員が評価要領に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、最も高い得点を獲得した者から順位を付けるものとする。また同時に順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の低い方から順位を付ける方法）による採

点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。

(2) 評価項目及び配点 (100点満点)  
(内容点)

| 評価項目         | 評価の視点                                                                      | 係数 | 配点        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|----|-----------|
| 企画内容 1       | ・自治会同士の情報共有が円滑かつ効果的に行われる工夫がなされているか。                                        | 3  | 15        |
| 企画内容 2       | ・分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係作りが円滑かつ効果的に行われる工夫がなされているか。                             | 3  | 15        |
| 実施体制・スケジュール  | ・業務の実施体制やスケジュールは妥当であるか。(業務の一部について再委託等を予定している場合は、提案者が実施主体として妥当であるか、効果的な体制か) | 2  | 10        |
| 提案者の適格性      | ・自治会・町内会の課題に関する理解及び情報収集を行った上で提案を行っているか。                                    | 4  | 20        |
|              | ・過去に同規模又はそれ以上の委託を受け、適正に実施した実績があるか。(実績がない場合は1点とする。)                         | 2  | 10        |
| 総合           | ・企画提案書、プレゼンテーション等を通じて、業務に対する知見、技術力、積極性が認められたか。                             | 4  | 20        |
| 個人情報の漏えい等の有無 | ・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。                                     | 0  | なし<br>0   |
|              |                                                                            |    | あり<br>-20 |
| 小計           |                                                                            |    | 90        |

(価格点)

|          |                        |           |      |
|----------|------------------------|-----------|------|
| 見積(想定)価格 | 10×(1-見積価格(税込み価格)／予算額) |           | 10点  |
|          | 失格                     | 予算額を超える見積 |      |
| 合計       |                        |           | 100点 |

4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県地域社会振興部市町村課  
電話 0857-26-7057 ファクシミリ 0857-26-8129  
電子メール shichouson@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先は次のとおりとする。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話番号 0857-26-7431

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、令和8年6月30日(火)から同年7月14日(火)まで

の間にインターネットの鳥取県地域社会振興部市町村課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chiikishinko/>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年6月30日（火）から同年7月14日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

5の（1）の場所に同じ。

## 6 参加申込及び提案書の提出

### （1）参加申込

ア 提出書類

参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）各1部

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ウ 提出期間及び時間

令和8年6月30日（火）から同年7月14日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、7月14日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出場所

5の（1）の場所に同じ。

オ 参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式は任意）

カ 参加資格の通知

アからウに基づき提出された参加申込書等から参加資格の有無を審査し、その結果を令和8年7月27日（月）までに通知する。

### （2）質問

ア 実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合には、質問内容を明確に記載し（様式は任意）、5の（1）の場所に令和8年7月14日（火）午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで送信すること。

イ 質問及びその回答は、令和8年7月16日（木）にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chiikishinko/>) に掲載する（予定）。ただし、参加申込に関する回答は、同年7月10日（金）までに随時掲載する（予定）。

### （3）提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案は1提案者につき1提案とし、自治会・町内会の課題発見・解決ワークショップ業務企画提案書（様式第3号）（以下、「企画提案書」という。）をA4判縦（A3判の折込可）の規格により製本すること。なお、企画提案書一式を文字検索が可能なPDFファイルに変換すること。

②企画提案書には、仕様書に基づく具体的な企画提案内容、提案者の会社・団体等の概要及び選任を予定する業務処理責任者の氏名、過去に履行した類似の業務実績、業務の実施体制、見積書を添付すること。なお、添付書類の詳細は企画提案書に記

載のとおりとする。

③企画提案内容には、仕様書の５の業務内容の具体的な広報計画及び業務スケジュールを記載すること。

④提案者は、本業務の一部の再委託を予定する者又は本業務に関する助言等を受けることを予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、必ず業務の実施体制に記載すること。

⑤見積書については、仕様書の５の業務内容ごとに経費の積算内訳が分かる内容であること。

⑥提出時には個人情報の管理に係る申告書（様式第４号）により、過去２年間の受託業務における個人情報の漏えい等について申告をすること。

イ 提出部数

正本１部、副本５部

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出期間及び時間

令和８年６月３０日（火）から同年７月２８日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時１５分までとし、郵送による場合は、同年７月２８日（火）午後５時１５分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

５の（１）の場所に同じ。

## ７ プレゼンテーションの実施

（１）開催日時（８月上旬から９月上旬までの間での実施を予定）、集合時間及び場所等は、別途参加者に通知する。

（２）プレゼンテーションは１提案につき、１５分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を１５分間設ける。

## ８ 契約の締結

４により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、４により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## ９ 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１１３条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## １０ その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案書等は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) その他

ア 審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。